

平成 28 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）

平成 28 年 月 日
硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議

平成 28 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還については、「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」（平成 26 年 3 月 26 日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定（平成 27 年 4 月 14 日同会議で一部修正））に基づき、以下の取組を実施する。

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、遺族等関係者の立会の下、民間業者を活用し、以下のとおり、滑走路地区の掘削・遺骨収容を実施する。また、掘削・遺骨収容の結果について、位置情報を含め記録する。
 - ①未探索の壕（1 箇所）の掘削及び探索済みの壕（1 箇所）の再確認を引き続き行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ②集水区域の反応箇所（523 箇所中、平成 28 年度に実施可能な箇所）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ③誘導路・給油施設等下の反応箇所（60 箇所中、平成 28 年度に実施可能な箇所）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・滑走路地区において安全かつ円滑に掘削・遺骨収容するための技術的知見の提供及び滑走路運用面の調整
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・遺骨収容に係る在島自衛官の支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、外周道路外側の平成 28 年度の区分について、米国資料調査により得られた壕等の情報及び日本側収容実績等の分析を踏まえ、平地地表面の踏査及び崖地地表面の調査を行う。踏査及び調査の結果、遺骨・壕等の存在が推測される地点について掘削を行う。

また、面的調査の結果について、位置情報を含め記録する。

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺骨収集帰還団を派遣し、上記の面的調査及び平成 27 年度区分の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所からの遺骨収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・ 燃料の有償支援
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 遺骨収容に係る在島自衛官による支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

3. 平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺骨収集帰還団を派遣し、引き続き、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等のうち、平成 25 年度に確認された 1 箇所（トーチカ）について作業方法を検討の上、調査を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、収容された遺骨及び物資の輸送支援
 - ・ 燃料の有償支援
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 在島自衛官による支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

4. その他

- 関係省庁会議は、滑走路地区の掘削・遺骨収容、外周道路外側の面的調査・遺骨収容等の状況について、厚生労働省のホームページに随時掲載し、公表する。